死刑制度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　武田将吾　横井美帆乃

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若山峻也　山田貴史

はじめに

刑罰の種類

刑法第９条　死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

死刑・・・対象者を死亡させる。

懲役・・・刑務所に拘禁しておき、労働を義務として課す。

禁錮・・・刑務所に拘禁する。ただし、労働の義務はない。

罰金/科料・・・言い渡された額のお金を支払う。

拘留・・・３０日未満の間、拘置所にて拘禁される。

日本の死刑制度に関する法律

刑法第１１条第１項　死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

　　　　　　第２項　死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

刑事訴訟法第４７５条第１項　死刑の執行は、法務大臣の命令による。

第２項　前項の命令は、判決確定の日から６箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

 　　　　第４７６条　法務大臣が死刑の執行を命じたときは、５日以内にその執行をしなければならない。

 第４７７条第１項　死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これを執行しなければならない。

第２項　検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

 　　　　　第４７９条第１項　死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

第２項　死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

（３項、４項　省略）

死刑の合憲性

最高裁判所昭和２３年３月１２日大法廷判決

＜概要＞

広島県在住の被告人が同居家族の母親と妹を殺害し、古井戸に遺体を遺棄した事件である。第二審で広島高裁は被告人に死刑の言渡しをした。弁護側は上告の際に、死刑は憲法第３６条によって禁じられている残虐な刑罰にあたるとして、死刑が憲法違反である旨を主張した。

上告棄却

死刑が違憲か否かは憲法第１３条、３１条、３６条が関わる。

・憲法第１３条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

→公共の福祉に反しない限りは生命に対する国民の権利は尊重されるが、死刑が適用されるような殺人罪、現住建造物等放火罪は他人の生命権や財産権を侵す罪である。他人の人権を侵し、多数の人に害を与えることは公共の福祉に反しているため死刑は適用できる。

・憲法第３１条　何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

→然るべき手続きをすれば刑罰を科しても良く、死刑も例外ではない。

・憲法第３６条　公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

→死刑執行の方法がその時代と環境において人道に外れるもので、一般に残虐性を有するものと認められる場合は違憲であり、死刑そのものが残虐ではない。

（例）火あぶり、はりつけ、斬首など

死刑は憲法の解釈によっては合憲である。

死刑の許容される条件

最高裁昭和５８年７月８日第二小法廷判決（永山事件判決）

＜永山事件＞

　犯行当時19歳だった少年が、横須賀のアメリカ軍基地から盗んだけん銃を使って、1968年10月11日から11月5日までの約1ヶ月のうちに東京と京都では勤務中の警備員を射殺し、函館と名古屋ではタクシー強盗を働いてタクシー運転手を射殺した。何ら落度のない四人の社会人の生命を次々と奪ったうえ、再び立ち戻った東京では学校内に侵入して金品を物色中に発見され、逮捕を免れるため警備員に対して狙撃したが命中しなかった。

死刑選択をする場合

「その事件については如何なる裁判所がその衝にあつても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定せらるべきものと考える。立法論として、死刑の宣告には裁判官全員一致の意見によるべきものとすべき意見があるけれども、その精神は現行法の運用にあたつても考慮に値するものと考えるのである。」（東京高等裁判所）

死刑選択の基準（永山基準）

「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。」（最高裁判所）

→この事件以降ほとんどの死刑判決はこの基準に照らして判断されてきた。

死刑制度の存廃に関する主な論拠

1. 死刑廃止派の立場
* 憲法三十六条「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる。」という規定に死刑は該当する。
* 死刑廃止は国際的潮流であるので我が国でも死刑を廃止すべきである。
* 誤判の可能性を否定できない以上、死刑は廃止すべきである。
* 死刑に犯罪を抑止する効果があるのか否か疑わしい。
* 犯人には生涯罪を償わせるべきである。
* どんな凶悪犯であっても更生の可能性はある。
1. 死刑存知派の立場
* 最高裁の判例上、死刑は憲法にも適合する刑罰である。
* 国民の一般的な法感情として凶悪犯に対して死刑を科すべきだという意識が存在する。
* 誤判が許されないのは死刑に限ったことではなく程度こそ異なれ、誤判の回復しえないことにおいて変わりはない。
* 死刑制度の威嚇力は犯罪抑止に効果的だと考えられる。
* 人を殺したことに関しては自らの命をもって罪を償うべきである。
* 凶悪犯の再犯の可能性を永久に排除する必要がある。

内閣府の世論調査

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

死刑制度の存廃

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査年月 | 　①死刑存続 | 　②死刑廃止 |  ③わからない |
| 昭和３１年　４月 | 65.0% | 18.0% | 17.0% |
| 昭和４２年　６月 | 70.5% | 16.0% | 13.5% |
| 昭和５０年　５月 | 56.9% | 20.7% | 22.5% |
| 昭和５５年　６月 | 62.3% | 14.3% | 23.4% |
| 平成　元年　６月 | 66.5% | 15.7% | 17.8% |
| 平成　６年　９月 | 73.8% | 13.6% | 12.6% |
| 平成１１年　９月 | 79.3% | 8.8% | 11.9% |
| 平成１６年１２月 | 81.4% | 6.0% | 12.5% |
| 平成２１年１２月 | 85.6% | 5.7% | 8.6% |
| 平成２６年１１月 | 80.3% | 9.7% | 9.9% |

注）

○　昭和３１年４月から平成元年６月までの調査における質問

今の日本で、どんな場合でも死刑を廃止しようという意見に賛成か、反対か。

○　平成６年９月から平成２６年１１月までの調査における質問

死刑制度に関して、このような質問がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

1. 「場合によっては死刑もやむを得ない。」
2. 「どんな場合でも死刑は廃止すべきである。」
3. 「わからない・一概に言えない。」

死刑制度を廃止する理由（平成２６年調査）

（死刑制度について「死刑は廃止すべきである」と答えた者に、複数回答）

・裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない・・・４６．６％

・生かしておいて罪の償いをさせた方がよい・・・・・・・・・・・・・・４１．６％

・国家であっても人を殺すことは許されない・・・・・・・・・・・・・・３８．８％

・人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮である・・・・・・・・３１．５％

・凶悪な犯罪を犯した者でも、更正の可能性がある・・・・・・・・・・・２８．７％

死刑を存置する理由（平成２６年調査）

（死刑制度について「死刑もやむを得ない」と答えた者に、複数回答）

・死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちが収まらない・・５３．４％

・凶悪な犯罪は命を持って償うべきだ・・・・・・・・・・・・・・・・・５２．９％

・凶悪な犯罪を犯す人は生かしておくと、

また同じような犯罪を犯す危険がある・・・・・・・・・・・・・・・・４７．４％

・死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える・・・・・・・・・・・・・・・４７．２％

死刑の犯罪抑止力

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査年月 | 増える | 増えない | わからない |
| 昭和４２年　６月 | 52.4% | 30.6% | 17.0% |
| 昭和５５年　６月 | 56.3% | 19.6% | 24.1% |
| 平成　元年　６月 | 67.0% | 12.4% | 20.6% |
| 平成　６年　９月 | 52.3% | 12.9% | 35.7% |
| 平成１１年　９月 | 54.4% | 8.4% | 37.2% |
| 平成１６年１２月 | 60.3% | 6.0% | 33.7% |
| 平成２１年１２月 | 62.3% | 9.6% | 28.0% |
| 平成２６年１１月 | 57.7% | 14.3% | 28.0% |

注）

　　　　○　昭和４２年から平成元年６月までの調査における質問

　　　　　　あなたは、死刑という刑罰をなくしてしまうと悪質な犯罪が増えると思いま

すか、別に増えるとは思いませんか。

　　　　○　平成６年９月から平成２６年１１月までの調査における質問

　　　　　　死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

終身刑を導入した場合の死刑の存廃（平成２６年）

・廃止する方がよい・・・・３７．７％

・廃止しない方がよい・・・５１．５％

・わからない・・・・・・・１０．８％

私見

私は死刑制度に反対である。

現在、死刑の手段としては絞首刑が用いられており残虐ではないとされている。しかし、死刑執行後三十分ほど死刑囚を吊るしたままの状態にしておくことは、火あぶりやはりつけ、さらし首と同程度の残虐性があり、人道的な面からも問題である。また、執行を当日の朝知らせることは、死刑囚の精神にとって残酷だと言えるだろう。

次に、死刑制度が凶悪な犯罪の発生を抑止しているという意見が想定されるが、それに対して肯定的なデータと否定的なデータが混在しており証明することはできない。むしろ、死刑になりたいと事件を起こす者もいる。また、加害者に対して死刑が適用されることを望まない被害者遺族もいる。そのため、死刑制度が被害者遺族の報復感情を満たすための適した方法であるとは言いにくい。

しかし、単に死刑制度を廃止するだけでは十分ではない。懲役刑や無期刑は加害者が出所する可能性があり、社会的に不安が強まる。よって、死刑制度のかわりに無期刑と違い仮釈放のない絶対的終身刑を導入するべきである。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横井

私は死刑制度に賛成である。理由としては、まず死刑の抑止力、執行の効果がある程度認められると考えるからである。死刑という制度の存在は、そのインパクトから正常な一般人に対する抑止力としては十分な効力を発揮すると思われる。万が一、死を恐れない、逆に死を望んでまで凶悪犯罪を起こすような人物が現れた場合にも死刑によって再犯の可能性を永久に排除することができるため十分な効果があるといえるだろう。施設費等の面から見ても終身刑を適用するより費用を抑えることができると思う。また国民感情として、現在の日本においては死刑存置を肯定しているわけだから死刑制度の廃止はまだ社会的現状にそぐったものではないと思う。

　死刑制度のデメリットである冤罪の可能性についてもこれだけで死刑は直ちに廃止すべきであるという決定的な根拠にはならない。誤判が許されるものではないのは死刑に限られたことではなく、その判断の取り返しのつかないことに変わりない。たとえ死刑の代わりに終身刑を採用したところで冤罪被害者の精神的苦痛は計り知れないものであることは明らかである。こういった理由から、私は死刑制度の存置に賛成である。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若山

私は死刑制度に賛成だ。なぜなら日本において死刑の次に重いとされる刑罰は無期懲役であるが、これは終身刑とは異なり刑期が確定していないだけであり、刑法２８条では「懲役又は禁固に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。」と規定されており、（改悛の状＝更生意欲）再犯のおそれがないと判断された場合は元凶悪犯が社会に復帰する可能性が十分にあるからだ。もちろん日本には終身刑は存在しない。死刑制度を廃止し、終身刑を設ければいいといった考えを持つ者もいるが、２０１４年の世論調査で「死刑もやむを得ない」と回答した者の割合は８０％を超える。それに死刑制度があることで凶悪犯罪の抑止にもなっていると私は思う。大多数の者が死を恐れており、死刑制度を廃止すれば、凶悪犯罪を犯したとしても、死ぬことはないと考える者が増加する可能性がある。死刑は国際的にも廃止がすすめられているが、凶悪犯罪がなくならない限り廃止にはならないだろう。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　武田

＜参考文献＞

ベーシック演習　テキスト＆マテリアルズ　第５講

辻村みよ子『憲法　第５版』（日本評論社、2016年）

日本弁護士連合会『死刑制度についてもっと議論してみましょう』（2014年）

前野隆司『「死ぬのが怖い」とはどういうことか』（講談社、2013年）

刑罰の種類と刑罰論

＜http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Club/3376/shounenhou/0c.html＞

内閣府　基本的法制度に関する世論調査

＜http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/2-2.html＞

法務省：添付資料・議事目録

＜http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\_00056.html＞

三平聡史『仮釈放許可基準～改悛の「状」とは？～』

＜https://ameblo.jp/mc-pr0/entry-11261827532.html＞